

# 令和3年度「長久手市役所の仕事」通知表の作成 ～長久手市行政評価・外部評価～

## 56 住宅耐震事業

建設部 都市計画課

まちづくり、まずは笑顔でこんにちは

長久手市はあいさつ運動に取り組んでいます

1

### 1 事業概要

#### ◆事業名

住宅耐震事業

#### ◆事業の開始の背景、経緯等

阪神・淡路大震災等の大震災で従来の被害想定を超えた被害を受けて、これまでの地震対策のあり方に多くの課題を残すこととなり、平成19年度に住宅や建築物の耐震化を図るために「長久手市耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化・減災化の促進に取り組んでいる。

2

## 2 事業の実施体制

### ◆組織体制、人員

【令和2年度】

実施体制

- ・ 建設部長
- ・ 同次長
- ・ 開発調整監
- ・ 都市計画課長（次長兼務）
- ・ 同課職員（課長補佐、建築係長、同係員3人）

3

## 3 事業目的等①

### ◆事業内容（どのような事業なのか）

安全安心なまちづくりの観点から住宅に対する耐震意識を高め、木造住宅及び非木造住宅を対象とし、無料耐震診断・耐震改修の補助等を行い地震に強いまちづくりに貢献する。

また、ブロック塀等の撤去費の補助による減災化を進める。

### ◆事業対象（誰、何を対象にしているか）

- ・ 昭和56年以前に着工された木造住宅及び非木造住宅
- ・ 道路等に面する高さ1m以上のブロック塀等

4

## 3 事業目的等②

### ◆事業意図（対象をどのような状態にしたいか）

- ・ 住宅の耐震化・減災化を推進
- ・ 危険なブロック塀等の減少

### ◆事業を構成する事務事業【今後の方向性】

- ① 住宅耐震事業
- ② 非木造住宅耐震事業
- ③ ブロック塀等耐震事業

## 4 成果推移

### ◆成果指標（単位）

耐震改修等補助累計件数  
（木診断の耐震性有、木改修、除却、シェルター、CB撤去）

### ◆指標の設定根拠

耐震改修等の補助実績が、耐震化（減災化）率の指標の一つであるため。

### ◆数値目標の根拠

前年度の累計件数に当年度の予算件数を追加した数値を目標としている。

## 5 これまでの振り返り

### ◆目標達成状況・分析コメント

木造住宅耐震改修等について、耐震化（減災化）を促進するために、平成30年度には住宅の除却費補助・ブロック塀等の除却費補助の創設、令和元年度には代理受領制度を開始し、目標は達成に至っていないが、耐震化の選択肢を増やしたり、所有者の金銭的損失を少なくすることで実績を増やす工夫をしている。

### ◆活動エピソード

市HP・市広報での事業掲載、ダイレクトメールの発送、戸別訪問、防災イベントでの周知及び耐震相談会を行い、事業の周知を積極的に行っている。

## 5 これまでの振り返り

### ◆改善ポイント

平成14年度から住宅耐震事業を行っており、耐震改修に意欲のある市民は既に改修を行っているため、意欲のない市民をどう耐震化につなげていくかが課題である。

改善策として、住宅耐震事業のイニシャルコスト（初期費用）を軽減するために代理受領制度を令和元年度より開始した。

さらに今後、有効な施策の補助金額の拡充や新たな補助制度の創設など選択肢を広げることで課題に対する対策を実施していく。

## 6 事業の今後

### ◆事業の今後の方向性

既存の耐震改修工事の補助事業だけでなく、新たな減災化を図る補助制度等について検討する必要がある。

### ◆事業の中長期の目標

第3次長久手市耐震改修促進計画の目標年次である令和12年度まで（10年間）に、本市における住宅の耐震化率を「概ね解消」するため、引き続き耐震化や減災化の取り組みを支援し、本市を地震に強いまちとする。

## 7 事業のまとめ

### ◆事業の課題など

平成14年度から住宅耐震事業を行っており、耐震改修に意欲のある市民は既に改修を行っているため、意欲のない市民をどう耐震化につなげていくかが課題である。

### ◆外部評価実施者に助言をもらいたいことなど

毎年、旧耐震基準の木造住宅所有者にダイレクトメール等の送付を行い、事業の周知及び耐震診断・耐震改修の必要性を案内しているが、他に良い周知方法等はあるか。